

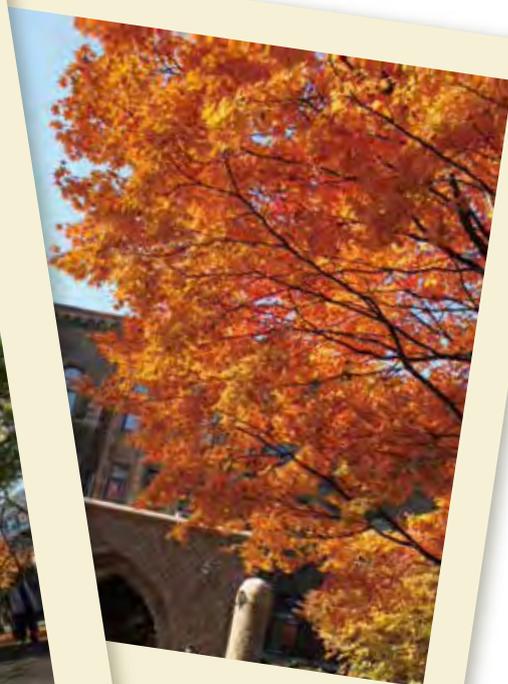
J-mail

News Letter by J-center

北海道大学大学院 法学研究科 附属高等法政教育研究センター【J-center】



北大・銀杏並木の紅葉



No.39

CONTENTS

Project Report

国際シンポジウム

「比較法から見た台湾法の現況と今後のゆくえ」

ワークショップ

「中国における情報公開に関する法制度の形成に係る市民参加」

「文化大革命の現代中国政治に対する影響」

公開講座「東アジアのなかの北海道」

Center News

新メンバー紹介

常凱 教授 (ガバナンス部門)

林素鳳 教授 (法動態部門)

ハズハブラニスラブ 准教授 (グローバル化部門)

高影娥 講師 (法動態部門)

2012 Autumn

国際シンポジウム

「比較法から見た台湾法の現況と今後のゆくえ」



本年3月に本学と大学間交流協定を締結したばかりの台湾の中興大学法律系から廖大穎教授、蘇義淵助理教授の2名の先生を招聘し、また2012年10月から招聘教授として1年間、本研究科にお迎えした林素鳳教授（台湾中央警察大学）を交えて「比較法から見た台湾法の現況とゆくえ」と題して国際シンポジウムを開催した。

本学は戦前、台湾に北海道帝国大学台湾演習林をもっていたが、戦後はこの演習林は中興大学に引き継がれるなど、中興大学と本学は歴史的に数奇な縁で結ばれている。

今回は北海道大学の平成24年度大学間協定校交流事業の助成を得て、大学間交流の一環として企画された。林素鳳教授は本研究科で博士号を取得して、帰国後、中央警察大学で行政法の研究・教育に従事

するかたわら、行政不服審査員などとして実務でもご活躍の研究者であり、また本学台湾同窓会の会長も務められている。

今回のシンポでは松久三四彦研究科長の開会のご挨拶に引き続き、会社法、環境法、行政法という法分野を取り上げ、台湾法の歴史を振り返り、その特徴と問題点について議論をしていただいた。

これまで台湾法は日本の法律学ではあまり関心を持たれることが



法学研究科長 松久教授による開会挨拶



台湾の中興大学法律系から廖大穎教授、蘇義淵助理教授。台湾中央警察大学から本研究科に招聘した林素鳳教授（P7に紹介記事）。



鈴木敬夫 名誉教授 (札幌学院大学)

なかったが、比較法的にも、また日本法との関係から言っても興味深い研究対象であり、今後の研究の深まりが期待される領域である。

なお、コメンテーターとしては中国語に通じ日本におけるアジア法研究の先導者として広く知られる鈴木敬夫名誉教授 (札幌学院大学)、中国の環境法、行政法にも通じておられる鈴木光教授 (北海学園大学。本学法学博士)

にお越し、質の高い議論を交わすことができた。

中興大学からは来年は本研究科の教員を台中に招いて、日台法学交流を継続する希望が寄せられている。本センターが台湾との交流の窓口として今後も役割を果たしてゆきたい。



鈴木光 教授 (北海学園大学法学部)

国際シンポジウム「比較法から見た台湾法の現況と今後のゆくえ」

2012年10月8日(月)

時間：14時～17時30分

場所：北海道大学 人文社会科学総合教育研究棟 W 409 室

司会：鈴木 賢 教授 (北海道大学高等法政教育研究センター長)

開会挨拶：松久三四彦 研究科長 (北海道大学法学研究科)

企画趣旨説明：鈴木賢 教授

【報告Ⅰ】「台湾会社法の現況と今後のゆくえ」

報告者：廖大穎 教授 (中興大学法律系)

コメンテーター：鈴木敬夫 名誉教授 (札幌学院大学)

【報告Ⅱ】「台湾環境法の現況と今後のゆくえ」

報告者：蘇義淵 助理教授 (中興大学法律系)

コメンテーター：鈴木光 教授 (北海学園大学法学部)

【報告Ⅲ】「台湾行政法の現況と今後のゆくえ」

報告者：林素鳳 教授 (中央警察大学、北海道大学法学研究科特別招聘教授)

コメンテーター：鈴木光 教授 (北海学園大学法学部)

【討論】

ワークショップ

「文化大革命の現代中国政治に対する影響」

2012年6月～9月、北海道大学公共政策大学院で客員教授を務められた徐友漁氏を迎えて、表記のテーマでワークショップを開催した。徐氏は中国社会科学院哲学研究所を退職されたばかりの政治哲学、社会哲学の研究者であり、近時は文化大革命研究でも成果を挙げられている注目すべきリベラル派知識人として知られる。2010年にノーベル平和賞を受賞した劉曉波が提唱した「〇八憲章」への賛同者の一人で、当局からその監視下におかれている。近時は『遭遇警察』(香港開放出版社、2012年)という中国警察権力による知識人への弾圧についてのルポルタージュも編集している。

この日のワークショップではまず徐氏に文化大革命と中国現代政治についての関連について報告いただいた。その後、国際政治の専門の立場から本学の遠藤乾教授、さらに東京から中国近代史を専攻する東京大学の川島真准教授、中国政治思想の角度から明治大学の石井知章教授にコメントをいただき、質疑を行った。報告、コメントとも、現代中国政治を理解する上できわめて有益なヒントを提供してくれた。折しも博覧来事件が起きたばかりであり、注目を集める企画となった。

このワークショップでの議論を広く社会に共有してもらおうべき、この日の議論をベースに、川島准教授と石井知章教授の書き下ろし論文、徐氏への独占インタビューを加えて、単行本(社会評論社)として出版することになった。ご期待いただきたい。



徐友漁氏(右)への独占インタビューの様子。(左は鈴木賢センター長)

ワークショップ「文化大革命の現代中国政治に対する影響」

2012年7月22日(日)

時間：14時～17時30分

場所：北海道大学 人文社会科学総合教育研究棟 W409 号室

報告者：徐友漁氏 (中国社会科学院哲学研究所研究員、北海道大学公共政策大学院特任教授)

コメンテーター：

遠藤乾氏 (北海道大学公共政策大学院教授)

川島真氏 (東京大学大学院総合文化研究科准教授)

石井知章氏 (明治大学商学部教授)

司会：鈴木賢氏 (北海道大学高等法政教育研究センター長)

平成 24 年度公開講座（道民カレッジ連携講座「教養コース」）

「東アジアのなかの北海道」



北海道と東アジア各国との交流がますますさかになり、周知のように経済的、文化的、社会的に連携が強まっている。それは北海道の基幹産業である農林水産業や観光業などにも大きなインパクトを与えている。そうした状況に鑑みて、今年の公開講座では東アジア各国から北海道がどう見えているかを考えるというテーマで企画を試みた。具体的には、中国、台湾、中国にそれぞれ精通した3名の講師と本センターのセンター長による4回連続の講演会という形をとった。

各回とも事前に十分に準備された、画像や映像を交えた臨場感溢れる内容で、会場には毎回、ほぼ一杯の受講者が詰めかけ、教室は熱気が満ちていた。今年の夏はことさら暑かったこともあり、猛暑のなかでの講座となったが、毎回熱心な受講者に恵まれ、今年の公開講座も好評のうちに修了することができた。

「アジアと北海道」というテーマは本センターの主要な関心でもあり、今後もこのような形で本研究科の研究成果を広く社会へ還元する試みを続けていきたい。



産学官連携による生涯学習事業「道民カレッジ」の連携講座として開催。

平成 24 年度公開講座「東アジアのなかの北海道」

日時：2012年7月26日（木）～8月23日（木）※全4回
毎週木曜日（8/16 除く）18時30分～20時30分
場所：北海道大学人文社会科学総合教育研究棟 W202 室
後援：札幌市教育委員会
受講者数：60名
全4回の延べ人数：212名
修了者数（3回以上の受講者）：52名

- ・第1回7月26日（木）
「北海道の国際化と東アジア」
講師：鈴木 賢 教授（北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター）
- ・第2回8月2日（木）
「中国から見た北海道」
講師：野澤 俊敬 教授（北海道大学メディア・コミュニケーション研究院）
- ・第3回8月9日（木）
「台湾から見た北海道」
講師：徐 瑞湖 氏（台北駐日経済文化代表処札幌分処処長）
- ・第4回8月23日（木）
『Love Letter』から『Love Rain』まで
—韓国メディア・ポピュラー文化における「北海道のイメージ」の変容過程—
講師：金 成玟 准教授
（北海道大学メディア・コミュニケーション研究院 東アジアメディア研究センター）

ProjectReport 2012年7月～10月



講師陣の顔ぶれ（上段左から）

- 第1回：鈴木 賢 教授
(北海道大学高等法政教育研究センター長)
- 第2回：野澤 俊敬 教授
(北海道大学メディア・コミュニケーション研究院)
- 第3回：徐 瑞湖 氏
(台北駐日経済文化代表処札幌分処処長)
- 第4回：金 成玟 准教授
(北海道大学メディア・コミュニケーション研究院
東アジアメディア研究センター)



ワークショップ

「中国における情報公開に関する法制度の形成に係る市民参加」

夏休み中の8月28日に中国南開大学法学院から趙正群教授をお招きして表記のワークショップを開催した。趙教授はかつて本研究科で助手を務められたことがあり、本学への訪問は9年ぶりであった。北大時代に行政情報の公開制度に関心をもち、中国への帰国後も一貫してこのテーマに取り組み、これまでに多くの研究成果を公表し、中国の学界では情報公開制度研究の第一人者として活躍されている。

この日の報告では、市民参加を実質的なものとするための情報公開制度の意義という角度から、中国で生じている新しい状況についてご

紹介、分析がなされた。報告に引き続いて、本学の岸本太樹教授（行政法）から日本との比較という視角からコメントが行われ、その後、出席者の間で質疑を交わした。経済発展に比して政治の民主化が遅れる中国でなぜ情報公開や市民の参加が議論され、実践されているかをめぐり興味深い議論が行われた。

また、ワークショップ終了後、趙先生を北海道庁の情報公開部門にご案内し、北海の実践について理解を深めていただいた。



写真左：報告を行う趙正群氏（右から2人目）。左隣は岸本太樹教授

ワークショップ

「中国における情報公開に関する法制度の形成に係る市民参加」

2012年8月28日（火）

時間：14時～17時30分

場所：北海道大学 法学部研究棟 高等研センター会議室（315号室）

報告者：趙正群氏（中国南開大学 法学院 教授）

コメンテーター：岸本太樹氏（北海道大学 法学研究科 教授）

司会：鈴木賢氏（北海道大学高等法政教育研究センター長）

常 凱

(教授・ガバナンス部門)



秋真っ盛りの色あざやかで美しい季節に、私は中国人民大学から北海道大学大学院法学研究科高等法政教育研究センターに赴任いたしました。北大はアカデミックな雰囲気が濃厚で歴史と伝統を誇る名門大学であり、ここで教師として働くことができるのがとても光栄です。私はこれまで九州大学と東京大学に一定期間籍をおいた経験がありますので、日本の南部、中部と北部の国立大学で、それぞれ違った学風と街並みを味わい、比較することができます。

私の専門は労働関係論および労働法学です。これらは中国においてまだ発展し始めたばかりの新しい分野です。中国では80数年前に労働法に対する研究が始まりましたが、計画経済の時期においていったん頓挫しました。中国が市場経済の改革を始めた後、資本の力が急上昇したため、学界の関心は私権——とりわけ資本の権利に集中しましたが、社会権、それも労働者の権利に対しては無関心なままであり、それは大方の関心を引きませんでした。そのため、労働者の権利の保障を本位とする労働法の分野の研究は遅れ、労働者の社会的地位と同じように、労働法もずっと法学界の周辺の領域であり続けました。

しかし、最近になって状況が変わり始めました。所得分配の不公平、労働者と資本家の衝突などの社会問題が日に日に厳しさを増し、労働

関係論と労働法分野が学界と社会で重視されるようになりました。研究者も人的に厚みを増し、法学部の学生もこの分野に興味を示すようになりました。学科の発展は当然のことながら、たくさんの労働法学者の努力と密接に関連しています。とくに2007年の労働契約法の制定、公布と施行にあたって、労働法学界では激しい論争が展開され、いわゆる「南北の論争」が巻き起こりました。私はその論争の中で労働者の利益重視派の主な論者でもありました。各グループの主張はどうあれ、この論争は労働関係立法の促進に寄与しただけではなく、社会各界の労働法に対する認識の程度、広く社会的に労働法制に対する理解を深めることにもつながりました。

とくに日本の皆さんに知っていただきたいのは、中国の労働法学の発展は、市場経済の先進国の立法と法運用の経験を参考にしなければならず、それは歴史を振り返れば、80数年前から中国労働法学は日本の影響を深く受けていたということです。中国労働法学の開祖である史尚寬先生が日本で労働法の理論を勉強し、それを中国に持ち込みました。労働法学の学者として私も、日本の労働法学界の先輩たちの著作からたくさんのものを学びました。たとえば、戸塚秀夫教授、花見忠教授、菅野和夫教授、西谷敏教授、菊池高志教授、道幸哲也教授、野田進教授などから直接に教わって知識と知恵をいただきました。また多くの若手学者、たとえば荒木尚志教授、鈴木賢教授、石井智章教授などとも交友を深めてきました。

私は今回の北海道大学在任中に、日本法学界の先輩たちからもっと多くのものを学びたいと思っています。またこの期間中の講義を通じて中国の労働関係と労働法の現状と特徴を学生に教え、さらに日本の学者と共同研究を行い、中国労働法学の発展を推し進めたいと思っています。

高 影娥

(講師・法動態部門)



2012年10月から1年半の予定で、法学研究科の講師を務めることになりました高影娥です。私は2002年に北大の法学研究科の博士後期課程に入り、その後助教として3年半、合わせて6年半程北大にいましたが、今回、4年ぶりに北大の構内を歩いていると、ふるさとに帰って来た感じがします。あまり外に出ない私ですが、札幌には日本語が全然分からなかった子供の頃にも、Visiting Scholarとして北大に来ていた父のところを尋ねて来た事がありますので、もはや第2の故郷のようにも思えるのです。

私は博士課程では人身損害賠償請求権に関して研究しましたが、最近では環境法との関連からもこの問題に興味を持っています。公法と私

法の間領域の法が増えていることは、学生時代にも習ったことですが、最近はずますます法の境界が薄れているようにみえます。社会の変化に伴って、諸法が融合するという考えも必要になってくると思います。このことは昨年、東日本大震災が起きたことでも改めて実感しました。自然科学分野ばかりではなく、法学の領域でも憲法、行政法、民法など多様な法律が相互に関連しているので、様々な隣接分野との協力が必要であると感じました。実在する問題について、どの分野で、あるいはどの法を、適用するのがよいかについて、ともに考えるのも重要だと思います。

また、境界が薄れているといえば、国と国の間も同様です。今日はインターネットを通じて、世界各国の人が瞬時に多様な情報やコンテンツを共有することが可能になりましたが、各国の法律や文化などの違いからくる問題も増えつつあります。それを緩和するためには、各分野での知識交流が欠かせないと思います。法と法の境界を越え、専門領域の境界を越え、国の境界を超え、社会の様々な問題を多角的な観点から、よい方向に進めて行くのに、ほんの少しでも役立つことができたらいいと思います。

林 素鳳

(教授・法動態部門)



人生って、思う通りにはいかないだけに、辛いですが、やはり面白いものです。人生経験から得た個人的な思いはさまざまですが、生きている限りは精一杯頑張らなければなりません。私は落ち込んでいるときに、いつも自分にそう言い聞かせています。

中学卒業後、国費で小学校の教師を養成する台中師範専門学校に進むか、それとも台中女子高校を選ぶのか大変悩みました。将来は大学に進学したいと考えたため、高校卒業後は国費で高・中学校の教員を養成する師範大学へ進学することを条件として両親を説得し、台中女子高に入学しました。私にとって、これは1回目の人生の曲がり角だったとも言えるでしょう。

高校在学中、ある親戚が理不尽なことに遭遇しましたが、多少でも法律の知識があって助けて上げられる人が周りにいなかったために、酷い目に遭ってしまいました。その事件を機に、法律を勉強して世の中を救いたいという未熟な考え方が芽生え、人生の方向を再度転換しました。私の出身地は半農半漁を生業とする田舎で、親族はせいぜい中学卒業程度でしたので、周りに人生相談できる目上の方は全くいま

せんでした。そのため中学卒業以来、全ての人生の進路について自分一人で決断せざるを得ませんでした。怖いもの知らずのゆえ、単純で勇ましかった自分。今になって冷汗が出るほどですが、結果としては間違っていなかったことを神様に感謝するほかはありません。

大学在学中、家の経済が破綻寸前であることをうすうす感じとっていたため、卒業後は真っ直ぐ実家のある台中に戻りました。建設会社に勤務しながら家業を手伝うことにしたのです。両親と一緒に頑張りましたが、最終的には債務を抱えて商売をたたみました。五人兄弟の長女として親の代わりに家族を支えていく以外、選択肢はありませんでした。辛い時期に大学時代のクラスメート達から金銭的にも精神的にも支えられながら、なんとか困難を乗り越えることができました。

家の事情の処理が一段落してから、中興大学法学研究科の城仲模先生の勧めで母校、中興大学の助手になりました。この助手採用が、私に一番大きな影響を与えて、その後の人生を大きく方向転換させたこととなります。なぜなら、法学研究科に勤めるようになり、何人かの素晴らしい先生に会って、できれば自分も先生方のように外国に留学して大学の教員になろうと考え始めたからです。その後、大学院に入り、修士号をとってから財務省に入省。2年後、まさかの試験合格によって日本交流協会の奨学生として北海道大学へ留学しました。1997年に博士号を取得し、半年助手をしてから、中央警察大学法律学系の助理教授に就任するため台湾へ帰国しました。その後、2001年に副教授、2006年に教授に昇格しました。今回、招へい教授として母校に戻ることができて大変嬉しく思うと同時に、無上の光栄とも感じております。どうぞよろしく願い申し上げます。

ハズハ ブラニスラヴ

(准教授・グローバル化部門)



2012年10月1日付けで准教授として高等法政教育研究センターに着任した Branislav Hazucha (ブラニスラヴ ハズハ) と申します。スロバキア共和国トルナヴァ市の出身です。私が特任教員として北海道大学に来たのは、2009年の年明けの雪が舞い散る日でした。私の故郷は北海道の知床よりも北にあり、真冬は気温がマイナス20度くらいまで下がり非常に寒いのですが、北海道のように積雪量はそれほど多くなく、札幌に来てからの最初の一年は、雪の多さに実に驚きました。早いもので北海道大学に来てから4年近くの歳月が経ちました。この間、北大の優れた研究環境に恵まれて多くの研究会や国際シンポジウムで発表の機会を与您いただいたのみならず、論文の生産量も相当増えました。そして教育の面においては、現在、法学研究科で知的財産法特殊講義B(今学期は米国商標法と欧州商標法との比較)を担当させていただいています。来年度からは全学教育科目として「英語で現代私法を学ぶ」という外国語演習も担当する予定です。

私の最近の学問的関心について述べさせていただきますと、ここ数

年は特に知的財産権がデジタル時代における新しい情報通信サービスに与えるインパクトと、知的財産法による規制の程度に対する人々の意識に関心があります。こうした関心のもと、外在的なサンクションなしに人々が法を遵守する内的視点を獲得し得る場合にこそ、最も実効的な法規制が実現するとの暫定的な結論を論文というかたちで世に問うているところです。さらに、この3年間、インタビューやアンケート調査などの実証研究を取り入れた研究活動を行っています。2010年度と2011年度には、著作権に関する意識をテーマに、札幌市でそれぞれ街頭アンケート調査と郵送アンケート調査を実施しました。くわえて先月、2010年夏に実施した街頭調査と同様の内容で日本全国を対象とするオンライン調査も実施したところです。一般市民は著作権を尊重しないとよく言われていますが、これらの調査結果からは、著作権法の正当化理由の一つである「種蒔かざる者、刈り取るべからず」という原則を理解しているように思えます。また、侵害が大規模であったり商業目的である場合には、それが不当であり適切に処罰されるべきと考えています。他方で、私的目的の利用については、たとえば著作権法が明示的に禁止している場合であっても、それは許されるべきと考えており、さらに、自分にとってあまり価値のない利用を規制されても気にしないが、自分にとって重要な利用を規制されることには強く反発する、という傾向も見られました。2012年12月には、2011年の郵送アンケート調査の内容に基づいた全国オンライン調査の実施を予定していますが、アンケートの回答を今からとても楽しみにしているところです。

新センター長挨拶

鈴木 賢（北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター長）

2012年4月から前任の宮本太郎教授のあとを引き継ぎ当センターの責任者に就任いたしました。当初はなかなか要領がつかめずもたもたしていましたが、夏くらいからようやくペースがつかめてきたところです。当センターは北大法学研究科の教育、研究を社会に発信し、還元することを主要な任務としています。これまで歴代のセンター長の個性や専門分野を活かして多彩な活動を展開してきました。私がセンター長を努めるこの2年間は、私の専門領域を踏まえて、「アジア」そして「国際化」「グローバル化」をキーワードに据えてさまざまな試みに挑戦しようと思います。本号では2012年度前半の活動内容をご報告しています。

また、これまでは研究発信や交流が活動の中心でしたが、今後は教育的な機能も担っていきたいと願っています。

昨年度から始まった本学の学生に国際的な経験を積んでもらうためのshort visitプログラム（派遣）、short stayプログラム（招聘）を継続します。2012年12月には中国華東理工大学、2013年2月には台湾高雄大学から学生を招聘し、2013年2月には中国上海への派遣プログラムを組織する計画です。

さらに、印刷物やホームページなどについてもささやかな「改革」を試みようと思います。まずは手始めにこのJ-mailをもっと魅力的なものにする試みを始めました。情報のデジタル化、インターネット化が進むなか、敢えて印刷物を発行することの意義が問われています。より魅力的な冊子を通じて当センターの活動を知っていただけるような工夫をしてみたいと思います。読者の皆さんからのご意見、ご感想をお寄せくださるようお願い申し上げます。

センター所属教員 (2012年11月現在)

センター長 鈴木 賢

ガバナンス部門

尾崎一郎（部門責任者）

常 凱

米田雅宏

法動態部門

常本照樹（部門責任者）

鈴木 賢

林 素鳳

吉田広志

高 影娥

グローバル化部門

宮本太郎（部門責任者）

中村研一

長谷川 晃

ハズハ ブラニスラヴ

表紙の写真

北13条通りのイチョウ並木

北大構内の北13条通り両側、東西約380メートルにわたるイチョウ並木。今年は10月下旬から11月上旬にかけて見ごろを迎え、たくさんの方が訪れました。イチョウの黄色い葉が散ると、札幌は間もなく冬。キャンパスも白一色に様変わりします。

(2012年11月8日撮影)



【編集後記】初めまして。今号からj-mailの編集を担当しております。法学については全くの門外漢ですが、私なりに感じている北大や高等研の空気のようなものを、お伝えして行けたらと考えています。今号のj-mail、いかがでしたでしょうか？ ご意見等いただければ幸いです。（小林）

J-mail 第39号

- 発行：2012年11月30日 ●発行人：北海道大学 大学院 法学研究科 附属高等法政教育研究センター
- 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 ●Phone/Fax：011-706-4005 ●E-mail：jcenter@juris.hokudai.ac.jp ●HP：http://www.juris.hokudai.ac.jp/~academia/

